

## REACH規則およびCLP規則の施行タイムテーブルチェックリスト ver.2

2009年9月8日

日本化学工業協会 REACHタスクフォース



本内容については、あくまでも日化協が入手した情報に基づいて確認した内容をご参考として提供するものであります。各位におかれてはこの前提のもとにご活用いただきますようお願いいたします。

A表: 法的な開始時期

No.	開始	項目	概説	対応チェック
1	2007.6.1～	SDS提供	REACH付属書IIで規定されたSDSを物質・混合物の受領者に提供開始 (REACH第31条、第141条(1))。	
2	2008.6.1～	予備登録	Phase-in物質(既存物質)の登録期限猶予のための申請 (REACH第28条)。	
3	2008.6.1～	登録	Non Phase-in物質(新規物質)の登録 (REACH第6条、第141条(2))。Phase-in物質の直接登録も選択可能 (REACH第28条(1)、第141条(2))。	
4	2008.10.28～、以降順次	SVHC情報提供	成形品中のSVHC(候補リスト)について供給者は情報提供 (REACH第33条)。	
5	2009.6.1～	制限	REACH付属書XVIIで規定された制限 (REACH第67条、141条(4))。76/769/EECの制限指令は2009.6.1に廃止 (REACH第139条)。	
6	2010初頭～(予定)	認可	認可の申請開始は2010年初頭予定の付属書XIVの正式公布後 (REACH第56条、58条)。対象物質毎に認可申請期限や認可が与えられない限り上市と使用が禁止される日付などが付属書XIVで公布される (REACH第58条)。	
7	2010.12.1～	分類・SDS	物質: 量に関係なく、SDSにCLP新分類を記載、2015.5.31までは <b>危険物質指令</b> 67/548/EECの従来分類も記載 (CLP第62条、REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)。	
8		表示・包装	物質: 量に関係なく、表示・包装をCLP新分類に基き実施 (CLP第62条、CLP第61条(1)(3))。上市及び表示済みのものは2012.11.30まで表示変更不要、No.9参照 (CLP第61条(4))。	
9	2012.12.1～	表示・包装	上市表示済みを含む全物質: 表示・包装を、CLP新分類に基き実施 (CLP第61条(4))。	
10	2015.6.1～	分類・SDS	物質: SDSから、67/548/EEC従来分類は削除しCLP新分類のみをSDSに記載 (CLP第62条、REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)。	
11		分類・SDS	混合物*: 量に関係なく、CLP新分類をSDSに記載し、67/548/EECの従来分類は記載しない (CLP第62条、REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)。	
12		表示・包装	混合物: 量に関係なく、CLP新分類に基き表示・包装 (CLP第62条、CLP第61条(1))。上市及び表示済みのものは2017.05.31まで表示変更不要、No.13参照 (CLP第61条(4))。	
13	2017.6.1～	分類・表示・包装	上市及び表示済みを含む全混合物: CLP新分類に基き表示・包装 (CLP第61条(4))。	

REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals

CLP: Classification, Labeling and Packaging

SVHC: Substance of Very High Concern

SDS: Safety Data Sheet

\*混合物: 「調剤」と同義。CLPにより「調剤」の語は「混合物」に置き換わった。

B表: 法的な対応期限

	期限	項目	概説	対応チェック
1	~2008.12.1	予備登録	Phase-in物質(既存物質)の登録期限猶予のための申請(REACH第28条)。	
2	~2009.11.30 (登録期限の12ヶ月前まで)	CSR/ES (川下のUse情報の取扱い)	登録期限が2010.11.30の登録者は、川下ユーザが登録期限の12ヶ月前までに伝達してきたその物質のUse情報を、CSR/ES中に、登録者がサポートするUse、またはサポートしないUseとして含める義務を履行(REACH第37条(2), (3))。なお、登録者は、そのCSR/ESを登録書類の一部として登録期限までにECHAに提出(REACH第10条(b))。	
3	~2010.11.30	登録	予備登録物質で1000t/y以上、R50/53:100t/y以上、CMR・Cat1/2:1t/y以上の物質の登録(REACH第23条(1))。	
4	~2010.11.30	表示・包装	物質: 危険物質指令67/548/EECの従来分類に基づく表示・包装は2010.11.30に終了(CLP第61条(1)(3), 62条)。ただし、既に上市表示済みの物質には2年間の猶予、本表No.8参照(CLP第61条(4))。それまで任意であった、CLP新分類に基づく表示・包装は2010.12.1より義務(CLP第62条)。	
5	~2011.1.3、以降	分類・表示の届出	物質の分類・表示の届出。登録の一部として庁に提出されてない限り、量に関係なく、CLP規則で危険物質に分類され、上市される場合は1t/y未満も届出義務(CLP第39条、40条(1))。2010.12.1前およびこの日に上市したものは2011.1.3が届出期限。2010.12.1より後に上市するものは、上市から1ヶ月後が届出期限(CLP第40条(3)、CLPガイダンス第18章)。	
6	~2011.6.1、以降	SVHC届出	2010.12.1までに公布された候補リスト物質(SVHC)の届出期限。それ以後公布された物質は公布から6ヶ月後が届出期限(REACH第7条(7)、ECHA News Alert, 2008.11.4)。	
7	~2012.5.31 (登録期限の12ヶ月前まで)	CSR/ES (川下のUse情報の取扱い)	登録期限が2013.5.31の登録者は、川下ユーザが登録期限の12ヶ月前までに伝達してきたその物質のUse情報を、CSR/ES中に、登録者がサポートするUse、またはサポートしないUseとして含める義務を履行(REACH第37条(2), (3))。なお、登録者は、そのCSR/ESを登録書類の一部として登録期限までにECHAに提出((REACH第10条(b))。	
8	~2012.11.30	表示・包装	物質: 上市表示済み物質についての猶予の期間終了、本表No.4 および、A表No.9参照。	
9	~2013.5.31	登録	予備登録物質で100t/y以上の物質の登録(REACH第23条(1))。	
10	~2015.5.31	分類・SDS	物質: 67/548/EECの従来分類及びそれに基づくSDSへの記載の両義務の期限。2015.6.1以後CLP新分類のみをSDSに記載、A表No.10参照(CLP第62条、REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)。	
11		分類・SDS	混合物*: 67/548/EECおよび危険な調剤指令1999/45/ECによる従来分類及びSDSへの記載の両義務の期限。2015.6.1以後CLP新分類のみをSDSに記載、A表No.11参照(CLP第62条、REACH第31条(10):この条項はCLP第57条(2)による修正追加)。	
12		表示・包装	混合物: 67/548/EECおよび1999/45/ECによる従来分類に基づく表示・包装は2015.5.31に終了(CLP第62条)。ただし、既に上市表示済みの混合物には2年間の猶予、本表No.13参照(CLP第61(4))。それまで任意であったCLP新分類に基づく表示・包装が2015.6.1より義務(CLP第62条)。	
13	~2017.5.31	分類・表示・包装	混合物: 上市表示済み混合物についての猶予の期間終了、上項 およびA表No.13参照。	
14	~2017.5.31 (登録期限の12ヶ月前まで)	CSR/ES (川下のUse情報の取扱い)	登録期限が2018.5.31の10t/y以上の登録者は、川下ユーザが登録期限の12ヶ月前までに伝達してきたその物質のUse情報を、CSR/ES中に、登録者がサポートするUse、またはサポートしないUseとして含める義務を履行(REACH第37条(2), (3))。なお、登録者は、そのCSR/ESを登録書類の一部として登録期限までにECHAに提出(REACH第10条(b))。	
15	~2018.5.31	登録	予備登録物質で1t/y以上の物質の登録(REACH第23条(1))。	

REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals; CLP: Classification, Labeling and Packaging;  
 CSR: Chemical Safety Report; ES: Exposure Scenario; R: Risk phrase; CMR: Carcinogenic, Mutagenic and toxic to Reproduction;  
 SDS: Safety Data Sheet; SVHC: Substance of Very High Concern  
 \*混合物: 「調剤」と同義。CLPにより「調剤」の語は「混合物」に置き換わった。

C表: 当局などが強く推奨している期限

	期限	項目	概説	対応チェック
1	~2009夏頃	SIEF形成	2010.11.30登録期限対象に対してSIEFが形成されないと間に合わない時期(諸情報)。	
2	~2010.6.1 (登録期限の半年前)	LRからの共同提出	2010.11.30登録期限対象に対して先導登録者(LR)がここまで共同提出をすれば、後続の各企業個別提出が間に合う時期(ECHA's 2nd Stakeholders DayのCEFIC資料11ページ)。	
3	~2010.10.1 (登録期限の2ヶ月前)	LRからの共同提出	2010.11.30登録期限対象に対してLRがここまで共同提出をしないと後続の各企業個別提出および製造・輸入継続に支障をきたす時期(REACH第21条(1)およびECHA's 2nd Stakeholders DayのCEFIC資料11ページ)。	

SIEF: Substance Information Exchange Fora; LR: Lead Registrant